



# 宮 崎 県 公 報

平成19年4月26日(木曜日) 第 1874 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目 次

### 告 示

○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1

○土砂災害警戒区域の指定(7件)……………(砂防課) 1

### 公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施……………(医療業務課) 4

○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 5

○土地改良区の定款変更の認可(2件)……………( “ ) 6

○県営土地改良事業計画の策定……………( “ ) 6

頁

○市町村営土地改良事業に係る土地改良事業計画  
の変更同意……………(農村整備課) 6

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3  
分の1の数…………… 6

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分  
の1の数…………… 6

### 県議会告示

○宮崎県議会電子署名規程の一部を改正する告示…………… 6

### 県議会公告

○公文書開示等の状況…………… 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 428号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、  
次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字村上 267  
51-1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所  
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡  
以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林  
部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて  
縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法  
律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり  
土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす  
る。

平成19年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日 南 市	内 山	I-1-0201	急傾斜地の崩壊
	内山-1	II-1-4391	急傾斜地の崩壊
	大 平	I-1-0200	急傾斜地の崩壊
	大 川 田	I-1-0199	急傾斜地の崩壊
	甲 東	I-1-0198	急傾斜地の崩壊
	前 田	I-1-0197	急傾斜地の崩壊
	江 良	I-1-0196	急傾斜地の崩壊
	柏 田-2	II-2-4534	急傾斜地の崩壊
	槌落谷川	02-204-1-049	土 石 流
	下槌落谷川	02-204-1-050	土 石 流
	大川田川-1	02-204-1-051	土 石 流
	東乙東沢	02-204-1-052	土 石 流
	大川田川-2	02-204-1-901	土 石 流
	甲東谷川	02-204-1-902	土 石 流
崩ヶ平上川	02-204-2-091	土 石 流	
崩ヶ平川	02-204-2-092	土 石 流	
西乙東沢	02-204-2-093	土 石 流	
北 郷 町	倉 迫	I-1-0362	急傾斜地の崩壊
	倉迫-1	II-1-4565	急傾斜地の崩壊
	倉迫-2	II-1-4566	急傾斜地の崩壊
	上恵良沢川	02-321-1-017	土 石 流
	倉迫沢	02-321-1-020	土 石 流
	倉迫小谷川	02-321-1-921	土 石 流
	中之迫沢	02-321-1-922	土 石 流
下恵良川	02-321-2-013	土 石 流	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及

び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県告示第 430号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
都 城 市	建 立 寺	I - 1 - 3179	急傾斜地の崩壊
	長 谷 谷 1	I - 1 - 3207	急傾斜地の崩壊
	湯 之 元 1	I - 1 - 3209	急傾斜地の崩壊
	湯 之 元 2	I - 1 - 3210	急傾斜地の崩壊
	湯 之 元 4	I - 1 - 3212	急傾斜地の崩壊
	上 安 久 1	II - 1 - 4887	急傾斜地の崩壊
	下 大 塚 1	II - 1 - 4919	急傾斜地の崩壊
	下 大 塚 2	II - 1 - 4920	急傾斜地の崩壊
	下 大 塚 3	II - 1 - 4921	急傾斜地の崩壊
	下 大 塚 4	II - 1 - 4922	急傾斜地の崩壊
	下 大 塚 5	II - 1 - 4923	急傾斜地の崩壊
	下 大 塚 6	II - 1 - 0586	急傾斜地の崩壊
	御 所 谷 1	II - 1 - 4995	急傾斜地の崩壊
	御 所 谷 2	II - 1 - 4996	急傾斜地の崩壊
	下 尾 平 野 3	II - 1 - 5003	急傾斜地の崩壊
	下 尾 平 野 4	II - 1 - 5004	急傾斜地の崩壊
	上 安 久 3	III - 1 - 9454	急傾斜地の崩壊
	建 立 1	III - 1 - 9455	急傾斜地の崩壊
	建 立 2	III - 1 - 9456	急傾斜地の崩壊
	湯 之 元 9	III - 1 - 9457	急傾斜地の崩壊
	正 応 寺 谷	04 - 202 - 1 - 002	土 石 流
	建 立 寺 谷 1	04 - 202 - 1 - 003	土 石 流
	建 立 寺 谷 2	04 - 202 - 1 - 004	土 石 流
	中 山 谷 1	04 - 202 - 1 - 018	土 石 流
	望 原 谷 2	04 - 202 - 2 - 021	土 石 流
	望 原 谷 3	04 - 202 - 2 - 022	土 石 流
	中 山 谷 2	04 - 202 - 2 - 023	土 石 流
武 床 谷	04 - 202 - 2 - 014	土 石 流	
荒 襲 谷 2	04 - 202 - 2 - 015	土 石 流	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 431号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年4月26日

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
西 都 市	上 沖	I - 1 - 1002	急傾斜地の崩壊
	中 山 (3)	II - 1 - 6013	急傾斜地の崩壊
	益 崎	I - 1 - 3381	急傾斜地の崩壊
	筑 後 (1)	II - 1 - 5977	急傾斜地の崩壊
	筑 後 (2)	II - 1 - 5978	急傾斜地の崩壊
	石 貫 (1)	I - 1 - 3377	急傾斜地の崩壊
	童 子 丸	III - 1 - 9564	急傾斜地の崩壊
	石 貫 (2)	III - 1 - 9565	急傾斜地の崩壊
	石 貫	07 - 208 - 1 - 013	土 石 流
	下 三 反 田	07 - 208 - 2 - 003	土 石 流
	上 沖 (1)	07 - 208 - 2 - 004	土 石 流
	上 沖 (2)	07 - 208 - 2 - 005	土 石 流
	上 沖 (3)	07 - 208 - 2 - 006	土 石 流
	上 沖 (4)	07 - 208 - 2 - 007	土 石 流
	中 山 (1)	07 - 208 - 2 - 008	土 石 流
上 の 宮 谷 川	07 - 208 - 1 - 012	土 石 流	
西 米 良 村	横 野	II - 1 - 6061	急傾斜地の崩壊
	咲 山 (1)	07 - 403 - 2 - 002	土 石 流
	咲 山 (2)	07 - 403 - 2 - 003	土 石 流
	大 谷 (1)	07 - 403 - 2 - 005	土 石 流
	大 谷 (2)	07 - 403 - 2 - 006	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 432号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
	萩 原	I - 1 - 0895	急傾斜地の崩壊
	門 前	I - 1 - 0896	急傾斜地の崩壊
	小 山 田	I - 1 - 0897	急傾斜地の崩壊
	深 坪	I - 1 - 0898	急傾斜地の崩壊
	水 流	I - 1 - 0899	急傾斜地の崩壊
	麓	I - 1 - 0900	急傾斜地の崩壊
	湊 奥	I - 1 - 3346	急傾斜地の崩壊
	前 原 1	II - 1 - 5769	急傾斜地の崩壊
	前 原 2	II - 1 - 5812	急傾斜地の崩壊
	尾 谷 1	I - 1 - 0878	急傾斜地の崩壊
	尾 谷 2	I - 1 - 0879	急傾斜地の崩壊

宮 崎 市	寺 田	I-1-0880	急傾斜地の崩壊
	川 原	I-1-0924	急傾斜地の崩壊
	大 迫	I-1-3333	急傾斜地の崩壊
	尾 谷 3	II-1-5763	急傾斜地の崩壊
	楯	I-1-0866	急傾斜地の崩壊
	新 田 1	I-1-0869	急傾斜地の崩壊
	新 田 2	I-1-0870	急傾斜地の崩壊
	立 矢	I-1-0859	急傾斜地の崩壊
	梁 瀬 1	I-1-0860	急傾斜地の崩壊
	梁 瀬 2	I-1-0861	急傾斜地の崩壊
	川 口	I-1-0862	急傾斜地の崩壊
	大迫谷川-1	06-381-1-036-1	土 石 流
	大迫谷川-2	06-381-1-036-2	土 石 流
	西野谷川	06-381-1-028	土 石 流
	梁瀬谷川	06-381-1-029	土 石 流
	吉永谷川1	06-381-1-030-1	土 石 流
	吉永谷川2	06-381-1-030-2	土 石 流
田浦谷川	06-381-2-027	土 石 流	
綾 町	麓	I-1-0984	急傾斜地の崩壊
国 富 町	十日町東	I-1-0948	急傾斜地の崩壊
	稲 荷	I-1-2097	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 433号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	鯛名第6	I-1-1466	急傾斜地の崩壊
	鯛名第9	I-1-3626	急傾斜地の崩壊
	鯛名第11	I-2-0245	急傾斜地の崩壊
	赤水ヶ沢	10-203-2-002	土 石 流
	古 江	I-1-1770	急傾斜地の崩壊
	市 振 西	I-1-1767	急傾斜地の崩壊
	本 村	I-1-3271	急傾斜地の崩壊
	浜中之沢	10-428-1-020	土 石 流
	中野内谷川	10-428-1-023	土 石 流
	障子ヶ谷川	10-428-2-031	土 石 流
	第一中内沢	10-428-2-032	土 石 流

第二中内沢	10-428-2-033	土 石 流
-------	--------------	-------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 434号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高 鍋 町	正 祐 寺	II-1-6104	急傾斜地の崩壊
	宮 ヶ 谷	II-1-6105	急傾斜地の崩壊
	黒 谷 2	I-1-2107	急傾斜地の崩壊
	脇	I-1-1068	急傾斜地の崩壊
	黒 谷	I-1-1069	急傾斜地の崩壊
	嶋 田	I-1-2105	急傾斜地の崩壊
木 城 町	高 月 川	08-401-1-003	土 石 流
	中 野	I-1-1088	急傾斜地の崩壊
	中野-1	II-1-6183	急傾斜地の崩壊
	筧木-3	II-1-6186	急傾斜地の崩壊
	中野-2	II-1-6203	急傾斜地の崩壊
	大平-2	II-1-6151	急傾斜地の崩壊
	大平-3	II-1-6205	急傾斜地の崩壊
	大平-4	II-2-0375	急傾斜地の崩壊
	城 山	I-1-1093	急傾斜地の崩壊
	城山-1	I-1-3399	急傾斜地の崩壊
	城山-2	I-1-3401	急傾斜地の崩壊
川 南 町	洗 ノ 元	I-1-3400	急傾斜地の崩壊
	中之又北谷川	08-404-2-004	土 石 流
	中 野 川	08-404-2-005	土 石 流
川 南 町	岩 下	II-1-6212	急傾斜地の崩壊
	大猪久保-1	II-1-6213	急傾斜地の崩壊
	鬼ヶ久保-1	II-1-6259	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

る。

平成19年4月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
	池 内	I-1-0011	急傾斜地の崩壊
	大迫南方	I-1-2031	急傾斜地の崩壊
	吾 田	I-1-2032	急傾斜地の崩壊
	南方1-1	I-1-3009-1	急傾斜地の崩壊
	南方1-2	I-1-3009-2	急傾斜地の崩壊
	松 島	I-1-3019	急傾斜地の崩壊
	後吾田1	I-1-3020	急傾斜地の崩壊
	後吾田2	I-1-3021	急傾斜地の崩壊
	前 吾 田	I-1-3022	急傾斜地の崩壊
	池内町大瀬 戸2-1	I-1-3023-1	急傾斜地の崩壊
	池内町大瀬 戸2-2	I-1-3023-2	急傾斜地の崩壊
	御供田-1	I-1-3024-1	急傾斜地の崩壊
	御供田-2	I-1-3024-2	急傾斜地の崩壊
	池内町麓- 1	I-1-3058-1	急傾斜地の崩壊
	池内町麓- 2	I-1-3058-2	急傾斜地の崩壊
	池内町麓- 3	I-1-3058-3	急傾斜地の崩壊
	南方町大迫 2	I-1-3059	急傾斜地の崩壊
	池内町松元	I-1-3063	急傾斜地の崩壊
	陀 羅 迫	I-2-0206	急傾斜地の崩壊
	大 瀬 戸	II-1-0101	急傾斜地の崩壊
	志正田1	II-1-4034	急傾斜地の崩壊
	立野下1- 1	II-1-4035-1	急傾斜地の崩壊
	立野下1- 2	II-1-4035-2	急傾斜地の崩壊
	立野下2	II-1-4056	急傾斜地の崩壊
	立 野 1	II-1-4057	急傾斜地の崩壊
	立 野 2	II-1-4058	急傾斜地の崩壊
	小 鹿 黒	II-1-4059	急傾斜地の崩壊
	寺 前	II-1-4060	急傾斜地の崩壊
	元神南1	II-1-4061	急傾斜地の崩壊
	元神南2	II-1-4062	急傾斜地の崩壊
	元神南4	II-1-4064	急傾斜地の崩壊
	池内町大瀬 戸3	II-1-4065	急傾斜地の崩壊
	池内町大瀬 戸4	II-1-4066	急傾斜地の崩壊
	幸 福 寺	II-1-4068	急傾斜地の崩壊
	後吾田3	II-1-4069	急傾斜地の崩壊
	前吾田2	II-1-4070	急傾斜地の崩壊
	南方町大迫	II-1-4079	急傾斜地の崩壊

宮 崎 市	1 池内町大瀬 戸6	II-1-4192	急傾斜地の崩壊
	垣 下 谷	01-201-1-012	土 石 流
	吾田谷4	01-201-1-013	土 石 流
	吾田谷3	01-201-1-014	土 石 流
	吾田谷2	01-201-1-015	土 石 流
	吾田谷川- 1	01-201-1-016 -1	土 石 流
	吾田谷川- 2	01-201-1-016 -2	土 石 流
	松 元 谷	01-201-1-017	土 石 流
	天神谷川- 1	01-201-1-018 -1	土 石 流
	天神谷川- 2	01-201-1-018 -2	土 石 流
	数太木2	01-201-1-019	土 石 流
	小鹿黒谷	01-201-1-021	土 石 流
	土川谷前迫 -1	01-201-1-022 -1	土 石 流
	土川谷前迫 -2	01-201-1-022 -2	土 石 流
	立野下谷- 1	01-201-1-023 -1	土 石 流
	立野下谷- 2	01-201-1-023 -2	土 石 流
	大 迫 1	01-201-2-009	土 石 流
	大 迫 2	01-201-2-010	土 石 流
	立野-1	01-201-2-011 -1	土 石 流
	立野-2	01-201-2-011 -2	土 石 流
	志正田1	01-201-2-012	土 石 流
	大 迫 3	01-201-3-026	土 石 流
	大瀬戸-1	01-201-3-027 -1	土 石 流
	大瀬戸-2	01-201-3-027 -2	土 石 流
	城 - 1	01-201-3-028 -1	土 石 流
	城 - 2	01-201-3-028 -2	土 石 流
	陀 羅 5	01-201-3-033	土 石 流
	陀 羅 6	01-201-3-034	土 石 流
	塩井川-1	01-201-3-035 -1	土 石 流
	塩井川-2	01-201-3-035 -2	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

平成19年 4 月 26 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の日時  
平成19年 8 月 7 日（火曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1  
J A ・ A Z M（アズム）ホール
- 3 受験願書の受付期間  
平成19年 6 月 11 日（月曜日）から 6 月 22 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、6 月 22 日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 受験願書の配布場所  
県保健所
- 5 その他  
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療薬務課（電話0985(26)7060）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 4 月 26 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	高 崎 善 一	小林市大字南西方5725番地 1
理 事	下 沖 富 夫	小林市大字南西方5711番地
理 事	高 城 一 郎	小林市大字南西方6422番地
理 事	徳 丸 康 雄	小林市大字南西方6395番地11
理 事	池 田 力	小林市大字南西方6317番地の 2
理 事	神 谷 良 子	小林市大字南西方6992番地
理 事	下 別 府 和 子	小林市大字南西方6547番地 4
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市大字南西方5308番地
監 事	福 元 善 頭	小林市大字南西方5764番地 3
監 事	神 田 光 男	小林市大字南西方6367番地 5

（任期：平成21年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	高 崎 善 一	小林市大字南西方5725番地 1
理 事	河 野 茂 一	小林市大字南西方5844番地 1
理 事	馬 場 幸 成	小林市大字南西方5559番地 4
理 事	右 松 登	小林市大字堤2658番地21
理 事	高 崎 市 雄	小林市大字南西方6423番地 1
理 事	立 野 久 二	小林市大字南西方6646番地
理 事	黒沢津 透	小林市大字南西方6560番地
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市大字南西方5308番地
総括監事	神 田 和 啓	小林市大字南西方6367番地
監 事	神 田 光 男	小林市大字南西方6367番地 5

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、北郷町土地改良区（北郷町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 4 月 26 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	西 岡 祐 光	北郷町大字大藤甲2180番地
副理事長	徳 尾 尚 男	北郷町大字郷之原乙3962番地 1
理 事	黒 木 邦 治	北郷町大字郷之原乙4875番地
理 事	川 越 文 男	北郷町大字北河内 469番地 1
理 事	寺 坂 孝 明	北郷町大字北河内4445番地
理 事	甲 斐 武 治	北郷町大字郷之原甲3694番地 2
理 事	高 橋 紘 久	北郷町大字北河内 232番地
理 事	杉 本 悟	北郷町大字郷之原乙4940番地
理 事	平 太 忠 吉	北郷町大字大藤甲2211番地
理 事	河 野 正 信	北郷町大字大藤乙 869番地 1
理 事	外 山 明 仁	北郷町大字大藤乙 519番地

代表監事	久保克行	北郷町大字郷之原乙4788番地1
監事	高妻哲朗	北郷町大字北河内4243番地

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	西岡祐光	北郷町大字大藤甲2180番地
副理事長	徳尾尚男	北郷町大字郷之原乙3962番地1
理事	奥田道徳	北郷町大字郷之原乙4972番地
理事	川越文男	北郷町大字北河内 469番地1
理事	黒木邦治	北郷町大字郷之原乙4875番地
理事	川越文男	北郷町大字北河内 469番地1
理事	寺坂孝明	北郷町大字北河内4445番地
理事	甲斐武治	北郷町大字郷之原甲3694番地2
理事	高橋紘久	北郷町大字北河内 232番地
理事	中津弘己	北郷町大字大藤甲2357番地
理事	寺岡光則	北郷町大字大藤乙1221番地
理事	川越啓司	北郷町大字大藤乙 212番地
代表監事	久保克行	北郷町大字郷之原乙4788番地1
監事	高妻哲朗	北郷町大字北河内4243番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、北郷町土地改良区（北郷町）から平成19年 3 月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）から平成19年 4 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、二反田下地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成19年 4 月26日から平成19年 5 月29日まで
- 縦覧場所  
宮崎市役所農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 3 第 5 項において準用する同法第48条第 9 項及び同項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、国富町が行う土地改良事業（若宮地区、基盤整備促進事業）の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成19年 4 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年 4 月14日現在次のとおりである。

平成19年 4 月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	18,839人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数	223,655人

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年 4 月14日現在次のとおりである。

平成19年 4 月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

宮崎市選挙区	98,759人
延岡市選挙区	36,822人
小林市選挙区	11,350人
日向市選挙区	17,263人
串間市選挙区	6,253人

県議会告示

宮崎県議会選挙区別議員名簿 | 議席を改定する告示を以下のとおり公表する。  
平成十九年四月二十六日

宮崎県議会議員 坂 元 祐 |

宮崎県議会告示第六号

宮崎県議会電子署名規程の一部を改正する告示

宮崎県議会電子署名規程(平成十七年宮崎県議会告示第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「記録をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 地方公共団体組織認証基盤 地方公共団体が国又は地方公共団体との間で交換する電磁的記録が真正なものであることを認証するための基盤をいう。

第二条第四号中「鍵をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「宮崎県認証局」を「地方公共団体組織認証基盤における認証局(以下「認証局」という。)」に改め、同条第五号中「ものをいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第七条の見出し中「新規」を削り、同条第二項中「鍵情報等の発行を受けようとするときは、鍵情報等の使用開始の一月前までに」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、鍵情報等の発行を」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 新規に発行を受けようとする場合
- 二 組織変更等による公開鍵証明書の記載情報の変更の発生により新たに発行を受けようとする場合
- 三 廃止又は失効により新たに発行を受けようとする場合

第七条第三項中「宮崎県認証局」を「認証局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に、「宮崎県認証局」を「認証局」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第二号に規定する鍵情報等の発行の申請は、鍵情報等の使用開始の一月前までに行わなければならない。

第八条第一項中「次の各号のいずれかに該当する場合には」を「鍵情報等の有効期間満了後も引き続き当該鍵情報等を使用しようとするときは、鍵情報等の使用開始の一月前までに」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条第二項中「前項第三号から第七号まで」を「前項各号」に改め、「該当する場合」の下に「又は組織変更等により公開鍵証明書の記載情報の変更が発生する場合」を加える。

第十二条第一項中「又は廃止」を「廃止又は失効」に改める。別記様式第一号中「新規発行」を「発行」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)第27条の規定により、平成18年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成19年4月26日

宮崎県議会議長 坂 元 裕 一

1 公文書の開示請求の処理状況

請求者 受付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
7	9	0	0	2	1	0	12

(注1) 1件の開示請求に対して、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われたため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

区 分	個 人	法人その他の団体	合 計
県 内	1	3	4
県 外	2	0	2
小 計	3	3	6

3 不服申立ての件数

0件